随想　[シャウプ勧告](https://ja.wikipedia.org/wiki/シャウプ勧告)とわが国の税制

[金子 宏](https://ja.wikipedia.org/wiki/金子宏)

學士曾会報 ７月号N937 (2019-IV)

今年は、シャウプ勧告から七十年目にあたる。シャウプ勧告のことは、税制の専門家でなくても、知っている人が多いと思うが、わが国の税制は、昭和二十四年（一九四九年）のシャウプ勧告に基づいて、昭和二十五年に全面的に改正された。この税制は、①公平の理念、②地方自治の尊重、および③申告納税制度の重視という三本の柱の上に建てられた、当時およびその後の世界各国の税制の中で、理論的に最も首尾一貫した、そして最も進歩的な税制であった。

たとえば、所得税については、徹底した総合累進所得税を採用する一方、脱税や租税回避をディスカレッジするため税率の累進度を低くした。法人税については、それは個人所得税の前どりであると考えて、二重課税の排除措置を導入した。相続税・贈与税については、使節団の一員であり後にノーベル経済学賞を受賞した[ウィリアム・ヴィックリー](https://ja.wikipedia.org/wiki/ウィリアム・ヴィックリー)の生涯累積課税の構想を採用した。また、地方税については、憲法の保障する地方自治の推進のためには、地方団体の自主財源を強化・拡充して、地方団体の国への財政的依存をできるだけ排除する必要があるとの観点から、市町村レベルでは地方の自主財源としての固定資産税の拡充・強化が行われ、都道府県レベルでは世界で始めての試みとして、事業税に代えて、多額の税収が期待される加算型付加価値税が導入された（尤も、加算型付加価値税は、執行上の理由から施行が延期され、施行されないままに従来の事業税にとって代られた。その後、事業税の一部として復活している）。さらに申告納税については、その推進と定着を図るために、青色申告制度を始めとして、諸々の措置が採用された。

なぜ、このような当時の最新の租税理論に基づく、実験的と言ってもよいほどの理論的に首尾一貫した改正が短期間で可能であったかといえば、当時は占領下であり、占領軍総司令官のマッカーサー元帥が税制について並々ならぬ関心をもっており、シャウプ使節団の来日も元帥の意向に基づき、日本政府ではなく、占領軍総司令官としての同元帥の招請によるものであったためである。そのため、連合国との講和条約の成立・発効と高度経済成長政策の中で、シャウプ税制は、次々と改変を迫られることになった。改変は、二つのタイプに分けることができる。

第一は、シャウプ税制の目玉ともいうべき相続・贈与に対する生涯累積課税や加算型付加価値税の廃止であり、これは制度が複雑であるとか、執行が困難であるという理由によるものであった。

第二は、租税特別措置の増殖である。シャウプ使節団は、公平の観点から、租税特別措置に断固反対の立場をとり、既存の特別措置の大部分が廃止されたが、占領の終結後、徐々に特別措置が復活し始め、昭和六十年代以降の高度経済成長政策の下で、いったん廃止された特別措置が復活し、また次々と新しい特別措置が導入され、所得税についても法人税についても、税負担が不公平化した。所得税についていえば、給与所得（勤労所得）と事業所得および資産所得の間で税負担の不公平が生ずることになった。

では、シャウプ勧告はその意義を失ってしまったのかといえば、決してそうではない。

公平は、税制の最も基本的で重要な指導原理である。税制が不公平化すると、長期的には納税者の税制に対する信頼の喪失と納税意識の低下を招き、必要な税収を十分に確保することができなくなるという悪循環を生ずることになる。したがって、公平を指導原理として作成されたシャウプ勧告およびそれを実定法化したシャウプ税制は、今日でも税制のあるべき姿、あるいは税制の規範として十分に存在意義をもっていると考えるべきである。

なお、シャウプ勧告は、公平を重視する観点から所得税（法人税を含む）中心主義の考え方をとったが、わが国では、昭和六十三年に消費税（前段階税額控除型付加価値税）が導入され、平成元年四月一日から施行された。これによって、わが国の税制は、所得税中心主義からタックス・ミックスの時代に入ったが、これは、シャウプ勧告の時代には予想されなかった著しい高齢化社会の到来と、そこにおける高齢者保護のための財源確保の必要に対応するものであり、その意味で財政上必要な措置である。

しかし、タックス・ミックスの税制においても所得税は、消費税と並んで最も重要な基幹税としての位置を占め続けていくであろう。また、消費税は、その性質上、逆進的な租税であるが、その逆進性を緩和ないし解消するためには、所得税について、高額所得者に対してブラケットの数を増やして、現在よりも高い複数の税率を採用し、所得税の累進性を高める必要がある。それと合せて、低所得層に対しては、基礎控除の引上げ等の措置をとる必要がある 。

また、地方税については、今後とも地方団体の課税自主権を尊重し、それを強化していく必要がある。

これらの点にかんがみると、シャウプ勧告は、税制に関する古典として重要性をもっているだけでなく、今後とも税制に関する導きの星としての意味をもち続けるのではなかろうか。

（東京大学名誉教授、東大・法・昭28)